

(趣旨)

第1条 この規程は、朝日大学学則第30条の2の規定に基づき、朝日大学（以下「本大学」という。）における学生の学修成果の評価の方針（以下「アセスメントポリシー」という。）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(方針)

第2条 アセスメントポリシーは、各学部・学科において別に定めるディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの3つのポリシーに基づき、本大学全体レベル、学部・学科レベル、科目レベルの3段階で、学生の学修成果の評価を次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 学士力、学科の卒業認定・学位授与の方針に定める「学生が身に付けるべき資質・能力」、キャリアに関して身に付けるべき知識や能力に関する学修成果の把握・評価を行う。
- (2) 学修成果を把握・評価することで、学生自らがPDCAに取り組み、学生が自らの成長を実感できるようにする。
- (3) 学修成果を把握・評価することで、授業科目担当者及び学部・学科として教育の改善・向上に取り組み、教育の質を保證する。
- (4) 学修成果の把握・評価に関する情報を公開することにより、社会への説明責任を果たす。

(段階別の方針)

第3条 各段階におけるアセスメントポリシーは、次の各号のとおりとする。

- (1) 本大学全体のアセスメントポリシー
学生の進路（就職率、就職満足度等）等から、学修成果の達成状況を検証する。検証結果は、本学の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善等に活用する。
- (2) 学部・学科のアセスメントポリシー
各学部・学科における卒業要件達成状況、単位取得状況、GPA、外部客観テスト等から教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を検証する。
- (3) 科目ごとのアセスメントポリシー
シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価や学生授業評価等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を検証する。科目の成績評価は、科目の特性や到達目標などを踏まえて、教員がシラバスに明示した評価方法に沿って行う。

(達成すべき質的水準)

第4条 授業科目等の達成すべき質的水準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 授業科目において達成すべき質的水準については、朝日大学GPA制度に関する規程（以下「GPA規程」という。）第2条に定められた評価基準によるものとし、評定の「C」（GPの「1.0」）以上とする。

成績評価	点数 (100点満点)	評価基準			GP
		到達目標	成績	判定	
S	90点～100点	ほぼ完全に達成	きわめて優秀	合格	4.0
A	80点～89点	十分に達成	優秀		3.0
B	70点～79点	概ね達成	良好		2.0
C	60点～69点	最低限達成	最低の合格可		1.0
D	59点以下	達成していない	合格不可	不合格	0.0

- (2) GPAについては、学年(学期)ごとに達成すべき質的水準として、GPA規程第3条第2項に定められた学年(学期)GPAを、また、卒業認定について達成すべき質的水準として、GPA規程第3条第2項に定められた総合GPAを用いることとし、その基準値は各学部・学科において定めることとする。
- (3) その他達成すべき質的水準については、別に定めるベンチマークを用いる。

(評価の実施方法)

第5条 学修成果の評価の実施方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 授業科目における学生が修得した知識及び能力の状況については、次の方法により測定する。

学生個人の把握・評価	授業科目としての把握・評価
授業科目ごとの成績 (GP)	授業科目のシラバスに示された評価方法・基準による成績評価
授業科目ごとの授業に対する理解度と満足度	授業改善のためのアンケートにおける授業を受けた後の理解度と満足度

(2) 授業科目における学生の学修に係る意識及び行動の状況については、次の方法により測定する。

学生個人の把握・評価	授業科目としての把握・評価
授業科目ごとの予習・復習の学修時間	授業改善のためのアンケートにおける学修時間に関する結果
出席率	出席調査結果

(3) 教育課程における学生が修得した知識及び能力の状況については、各学部・学科の定める実施方法等に基づき、次の方法により測定する。

学生個人の把握・評価	学部・学科としての把握・評価
成績 (GPA)	学年(学期)ごとのGPAの平均値と成績評価の分布、卒業に必要な所定の単位を修得した者のうち、達成すべき質的水準を達成した者の割合
学外試験の語学の受験	英検IBA等の受験者数と平均スコア
共用試験の受験	共用試験の点数分布、合格者数及び合格率
退学、除籍、留年状況	各学部・学科の退学者数、除籍者数、留年者数
単位修得状況	卒業に必要な所定の単位を修得した者の割合
学位取得	学位授与数
国家試験の合格	国家試験の合格者数及び合格率 最低修業年限での国家試験合格率
資格・免許の取得	学科で「取得できる資格・免許」の資格・免許の卒業時の取得者数及びその他の資格・免許の卒業時の取得者数
留学等	海外派遣学生数 (海外研修、海外インターンシップ)
就職先、進学先	就職希望者における就職者数と就職率、進学希望者における進学者数と進学率
教育課程における理解度と満足度	授業改善のためのアンケートにおける授業を受けた後の理解度と満足度の平均値
成長実感・満足度	卒業生アンケートの成長実感・満足度に関する結果の平均値

(4) 教育課程における学生の学修に係る意識及び行動の状況については、次の方法により測定する。

学生個人の把握・評価	学部・学科としての把握・評価
1週間当たりの平均自主学修時間	学生の意識及び生活実態に関する調査における結果
予習・復習の学修時間	授業改善のためアンケートにおける予習・復習の学修時間に関する結果の分布

(5) 授業科目及び教育課程における学生が修得した知識及び能力の状況並びに学生の学修に係る意識及び行動については、必要に応じて別の定めにより測定する。

(検証及び改善・向上・開発)

第6条 アセスメントポリシーの検証及び改善・向上・開発の取り組みは、次のとおりとする。

(1) 授業科目については、FD委員会及び担当教員が授業科目の成績評価の分布及び授業評価の

結果を確認し、授業の改善・向上・開発に取り組む。

- (2) 教育課程については、各学部・学科において検証の結果を共有し、全学又は学部・学科として改善・向上・開発に取り組む。

(情報公開)

第7条 学修成果の評価に関する情報公開は、次の各号のとおりとする。

- (1) 授業科目については、原則として学年(学期)ごとの成績評価の分布及び授業評価アンケートの結果について本学ホームページにおいて一般に公開し、授業ごとの試験結果について本学の学生及び教職員に公開する。
- (2) 教育課程については、全学的な学修成果及び学部・学科の学修成果について本学ホームページにおいて一般に公開する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則 (2019年6月27日)

この規程は、2019年6月27日から施行する。